



## まほうの手による読み聞かせをご希望の皆さまへ

おはなし会などで絵本を読み聞かせする際にも、著作権法でルールが定められています。ボランティアによる読み聞かせの場合でも、著作権者（絵本の作者や出版社）に許諾を得なければならないことがあります。

利用許可申請の必要の有無を確認するため、ご依頼される方には下記の質問への回答をお願いしております。

また、読み聞かせを行う際に許諾が必要な場合の説明を、裏面に記載していますので、ご確認をお願いします。

はい・いいえ のどちらかに○をつけてください。

1	参加者から入場料や参加費を受け取りますか？	はい・いいえ
2	絵本を拡大して使用しますか？ (例：絵本をプロジェクターで投影する)	はい・いいえ
3	読み聞かせの様子をライブ配信しますか？	はい・いいえ
4	イベント終了後に読み聞かせの様子を撮影した写真や動画を公開しますか？	はい・いいえ
質問4で「はい」に○をつけた場合、質問5をご回答ください		
5	写真や動画を公開する場合、絵本が写り込んでいないものを使用できますか？	はい・いいえ

※交通費や昼食代などをご用意いただける場合は、事前にご連絡ください。

※読み聞かせについてご要望があれば、相談対応いたします。

依頼者名： \_\_\_\_\_ (団体・個人)

担当者名： \_\_\_\_\_ (団体の場合のみ記入)

問い合わせ先 まほうの手お出かけ隊 MAIL：mahou.odekake@gmail.com

## 読み聞かせでの著作物利用許可申請について

おはなし会などで読み聞かせを行う際には、以下のような場合に著作権者に許諾を得る必要があります。

### 【基本の条件】

以下の条件は、許諾が必要となる基本的な考え方です。

- ・ 未公開の著作物を利用する（例：プライベートで制作した絵本など）
- ・ 著作物を営利目的で利用する
- ・ 聴衆・観衆から料金を受ける（＝入場料・参加費をとる）
- ・ 実演・口述を行う者に対し報酬が支払われる

※絵本の読み聞かせに対して支払われるものは、どのような名目であっても、報酬となります。しかし、謝金として支払われる場合は、交通費や昼食代に相当する程度の金額であれば報酬に該当しません。また、許可申請も不要です。

### 【利用形態による条件】

下記の形態で読み聞かせを行う場合は、【基本の条件】に関わらず、申請が必要です。これらはすべて原本に改変を加えた利用（二次的使用）とみなされます。

- ・ 絵本の拡大使用（例：絵本をプロジェクターで投影する）
- ・ 絵本をもとに次のようなものに作り直して使用する  
例：ペープサート、紙芝居、触る絵本、布の絵本、エプロンシアター、人形劇、パワーポイントなど
- ・ 読み聞かせ動画を配信する

参考文献：児童書出版者・著作者懇談会「読み聞かせ団体等による著作物の利用について」  
出版文化産業振興財団「おはなし会・読みきかせ著作権ハンドブック」  
文化庁「著作権テキスト」